

中間前金払制度について

平成 25 年 4 月 1 日

総社市では、建設工事の請負契約において、次のとおり中間前金払制度を導入しましたのでご活用ください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初に前金払をした工事の請負契約について、一定の要件を満たしている場合に、追加して前金払を行うことができる制度です。

2 支払条件

既に前金払いの支出を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 請負代金額が 1 件 1 0 0 0 万円以上であること。
- ② 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ③ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- ⑤ 公共工事の前払金保証事業会社と中間前払金を保証する保証契約を締結した工事であること。
- ⑥ 部分払を選択していないこと。

3 中間前金払の割合

請負代金の **10 分の 2** 以内の額とします。

ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の **10 分の 6** を超えていないこと。

4 対象工事

平成 2 5 年 4 月 1 日以降に公告または通知した工事が対象となります。

5 中間前金払の手続き

- ① 受注者は、中間前金払認定請求書（様式1）に工事履行報告書（様式2）を添付して、当該工事の施工担当課へ提出し、認定の請求を行います。
- ② 施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を満たしていることを確認した上で中間前金払認定調書（様式3）を受注者に交付します。
- ③ 受注者は、中間前金払認定調書を添えて中間前金払保証の申し込みをします。
- ④ 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 受注者は、請求書（様式4）と保証証書（正副2通）を施工担当課へ提出します。
- ⑥ 総社市から中間前払金が指定口座に振り込まれます。
- ⑦ 受注者は金融機関で払出の請求をします。
- ⑧ 金融機関から受注者へ中間前払金が支払われます。

6 様式

総社市ホームページ「入札情報」内の「様式集」に掲載しています。